

お客さま各位

横浜幸銀信用組合

長期間ご利用のないキャッシュカードの 利用停止に関するお知らせ

平素は当組合をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当組合では、偽造・盗難キャッシュカードによるATMでの不正な取引を防止するため、長期間お取引のない預金口座のカードの利用を停止する取扱いを開始いたします。

再度、カードのご利用を希望される場合は、大変お手数をお掛けいたしますがお取引店までご来店いただきますようお願い申し上げます。

記

1. ご利用停止日

令和3年5月17日(月)

2. 対象預金口座

令和3年3月31日より遡り、5年の間にお預入れまたは払戻し(利息決算を除く)のお取引がない、残高1千円以下の預金口座

3. ご来店時にお持ちいただくもの

- ・当該預金口座の通帳
- ・当該預金口座のお届印
- ・本人確認書類(免許証・健康保険証など)

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上